○外務省告示第五百二十号

昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の定めるところにより適用される千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約の附属書Ⅰは、同条約第十六条の規定に従って改正され、同改正は、同条の規定に従い、平成十九年一月一日に効力を生じた。

（平成十八年五月六日付け国際海事機関事務局長書簡）

平成二十二年十二月二十一日

外務大臣　前原　誠司

附属書Ⅰを次のように改める。

附属書Ⅰ　油による汚染の防止のための規則

第一章　総則

第一規則　定義

この附属書の適用上、

1　「油」とは、原油、重油、スラッジ、廃油、精製油その他のあらゆる形態の石油（附属書Ⅱの適用を受ける石油化学物質を除く。）をいい、付録Ⅰに掲げる物質を含むが、これらに限られない。

2　「原油」とは、運送に適するように処理してあるかないかを問わず、地中から産する天然の液状の炭化水素混合物をいい、次のものを含む。

.1　若干量の分留物が除去された原油

.2　若干量の分留物が添加された原油

3　「油性混合物」とは、油を含有する混合物をいう。

4　「燃料油」とは、船舶がその推進機関又は補助機関の燃料として使用するために積載するすべての油をいう。

5　「油タンカー」とは、主として油を貨物区域にばら積みして運送するために建造し、又は改造した船舶をいい、兼用船、附属書Ⅱに定義する「ＮＬＳタンカー」及び千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（その改正を含む。）第二―一章第三規則20に定義するガス運搬船のうちばら積みの油を貨物又は貨物の一部として運送するものを含む。

6　「原油タンカー」とは、原油の運送に従事する油タンカーをいう。

7　「精製油運搬船」とは、原油以外の油の運送に従事する油タンカーをいう。

8　「兼用船」とは、ばら積みの油及び固形貨物のいずれも運送するように設計された船舶をいう。

9　「主要な改造」とは、

.1　船舶の次の改造をいう。

.1　船舶の寸法又は積載容量を実質的に変更する改造

.2　船舶の種類を変更する改造

.3　その目的が船舶の耐用年数の実質的な延長であると主管庁が認める改造

.4　その他の点で船舶に大幅な変更を加える改造であつて、当該船舶が新船であつたならば現存船に適用されない条約の関連規定の適用を受けることとなるようなもの

.2　9.1の規定にかかわらず、

.1　第一規則28.3に定義する千九百八十二年六月一日以前に引き渡された載貨重量二万トン以上の油タンカーを第十八規則の要件に適合するように改造することは、この附属書の適用上、主要な改造とみなさない。

.2　第一規則28.5に定義する千九百九十六年七月六日前に引き渡された油タンカーを第十九規則又は第二十規則に定める要件に適合するように改造することは、この附属書の適用上、主要な改造とみなさない。

10　「最も近い陸地から」とは、国際法に従つて領海の幅を測定するための基線からをいう。ただし、この条約の適用上、オーストラリアの北東海岸の沖合における「最も近い陸地から」とは、オーストラリアの海岸における南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点まで、その点から南緯十度東経百四十二度の点まで、その点から南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点まで、その点から南緯九度東経百四十四度三十分の点まで、その点から南緯十度四十一分東経百四十五度の点まで、その点から南緯十三度東経百四十五度の点まで、その点から南緯十五度東経百四十六度の点まで、その点から南緯十七度三十分東経百四十七度の点まで、その点から南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点まで、その点から南緯二十四度三十分東経百五十四度の点まで、その点からオーストラリアの海岸における南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点まで引いた線からをいう。

11　「特別海域」とは、海洋学上及び生態学上の条件並びに交通の特殊性に関連する認められた技術上の理由により、油による海洋汚染の防止のため、特別の義務的な方法を採用することが要求される海域をいう。

この附属書の適用上、特別海域を次のように定義する。

.1　「地中海海域」とは、北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海の境界線とし、ジブラルタル海峡における西経五度三十六分の子午線を西端とする地中海（湾を含む。）をいう。

.2　「バルト海海域」とは、ボスニア湾、フィンランド湾及びスカゲラック海峡のスカウを通る北緯五十七度四十四・八分の緯度線を境界線とするバルト海への入口の海域を含むバルト海をいう。

.3　「黒海海域」とは、北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海の境界線とする黒海をいう。

.4　「紅海海域」とは、スエズ湾及びアカバ湾を含み、ラス・シ・アネ（北緯十二度八・五分東経四十三度十九・六分）とハスン・ムラド（北緯十二度四十・四分東経四十三度三十・二分）とを結ぶ航程線を南端とする紅海をいう。

.5　「ガルフ海域」とは、ラス・アル・ハド（北緯二十二度三十分東経五十九度四十八分）とラス・アル・ファステ（北緯二十五度四分東経六十一度二十五分）とを結ぶ航程線の北西の海域をいう。

.6　「アデン湾海域」とは、紅海とアラビア海との間にあるアデン湾の一部であつて、ラス・シ・アネ（北緯十二度二十八・五分東経四十三度十九・六分）とハスン・ムラド（北緯十二度四十・四分東経四十三度三十・二分）とを結ぶ航程線を西端とし、ラス・アシル（北緯十一度五十分東経五十一度十六・九分）とラス・ファルタク（北緯十五度三十五分東経五十二度十三・八分）とを結ぶ航程線を末端とする海域をいう。

.7　「南極海域」とは、南緯六十度以南の海域をいう。

.8　「北西ヨーロッパ海域」とは、北海及びその進入路、アイリッシュ海及びその進入路、ケルティック海、イギリス海峡及びその進入路並びにアイルランドの西側に接する北東大西洋を含み、かつ、次の各点を結ぶ線を境界線とする水域をいう。

フランスの海岸線の北緯四十八度二十七分西経六度二十五分の点

北緯四十八度二十七分西経六度二十五分の点

北緯四十九度五十二分西経七度四十四分の点

北緯五十度三十分西経十二度の点

北緯五十六度三十分西経十二度の点

北緯六十二度西経三度の点

ノルウェーの海岸線の北緯六十二度の点

デンマーク及びスウェーデンの海岸線の北緯五十七度四十四・八分の点

「アラビア海オマーン海域」とは、次の座標によつて囲まれた海域をいう。

.9

北緯二十二度三十分東経五十九度四十八分の点

北緯二十三度四十・二七分東経六十度三十五・七三分の点

北緯二十二度四十・六二分東経六十二度二十五・二九分の点

北緯二十一度四十七・四〇分東経六十三度二十二・二二分の点

北緯二十度三十・三七分東経六十二度五十二・四一分の点